

## 弘前市電子入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、弘前市が発注する建設工事及び建設関連業務に係る競争入札に関する手続を電子入札システムにより行う場合において、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 市が行う入札に関する事務をインターネットを利用して処理する情報処理システムをいう。
- (2) 入札情報公開システム 発注情報及び入札結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (4) 紙入札 紙媒体による入札をいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定による主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいい、受注者と発注機関の双方でICカードを使用した情報のやりとりを行うものをいう。
- (6) 電子くじ 入札参加者等（入札参加者及び入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。）が入力した任意の数値（くじ番号）を用いた演算式により、電子計算機で落札者又は入札参加資格の審査の順位を決定するシステムをいう。

### (対象)

第3条 電子入札を行う対象は、条件付き一般競争入札及び指名競争入札のうち市長が指定したものととする。

### (利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ電子入札システムに利用者登録を行うものとする。

### (公告、通知等)

第5条 電子入札については、入札公告等においてその旨を明記するものとする。

- 2 電子入札に係る弘前市条件付き一般競争入札実施要領（平成19年8月20日施行。以下「条件付き一般競争入札要領」という。）第7条第1項の規定による入札参加資格の審査結果の通知及び弘前市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領（平成28年8月1日施行。以下「事後審査型条件付き一般競争入札要領」という。）第14条第1項の規定による入札参加資格の審査結果の通知その他これに類する審査結果等の通知は、電子入札システムを使用して行うものとする。
- 3 第10条第1項ただし書きの規定による承諾を得て、紙入札により入札に参加する者については、前項の規定は適用しない。

(設計図書の閲覧及び配布)

第6条 電子入札における設計図書の閲覧及び配付は、入札情報公開システムによる閲覧及びダウンロードにより行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りでない。

(設計図書に関する質疑応答)

第7条 電子入札における設計図書に関する質問書への回答は、入札情報公開システムにより行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りでない。

(入札参加申請)

第8条 電子入札に係る入札参加申請は、原則として電子入札システムにより受け付けるものとする。ただし、市長が別に指定する場合はこの限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請書等が提出された場合、電子入札システムにより受付した旨を通知するものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りでない。

(入札)

第9条 電子入札においては、入札参加者等が電子入札システムを使用して、入札金額、氏名又は名称、くじ番号等が記録されたもののほか、市長があらかじめ公告により指定する提出書類のデータを市が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うものとする。

2 市長は、公告等を行った入札期間内に入札金額その他市長が別に定める事項等に関する情報が、市が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、電子入札システムにより入札書受付票を送付するとともに、入札書の提出期限後に電子入札システムにより入札締切通知書を送付するものとする。

(紙入札)

第10条 電子入札においては、原則として紙入札は認めないものとする。ただし、入札参加者等から紙入札参加承諾願(様式第1号)が提出され、市長があらかじめ承諾した場合にはこの限りでない。

2 前項の申立ては、公告等を行った日から入札締切日時までに紙入札参加承諾願を市長に提出して行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による申立てがあった場合は、速やかに紙入札参加の可否を決定し、申立人に通知するものとする。この場合において、紙入札参加を認めないときは、理由を付して通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により、紙入札参加を認めたときは、当該入札参加者等について、当該入札において電子入札システムの使用を認めないものとする。

5 紙入札を認めた者に対する当該入札の実施に必要な通知は、書面又は口頭により行うことができる。

6 紙入札での入札参加を認められた入札参加者等は、市長があらかじめ公告等により指定する日時及び方法により入札書その他必要な書類を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第11条 入札参加者等は、開札予定日時までに入札を辞退することができる。

2 入札参加者等は、前項の規定により当該入札を辞退する場合は、電子入札システムによる辞退申請書の送付又は書面により辞退申請書(様式第2号)の提出を行わなければならない。ただし、市長があらかじめ紙入札を認めた者については、この限りでない。

3 市長は、前項に規定する辞退申請書が提出されたときは、電子入札システムにより受理の有無を通知するものとする。

(開札)

第12条 市長は、入札が完了したことを確認し、電子入札システムを使用して開札するものとする。この場合において、市長は、立会者2名を立ち合わせて、開札する旨を告げるものとする。

2 紙入札者がいるときは、その者が提出した入札書の記載事項を電子入札システムに登録してから開札するものとする。

3 開札予定時間から開札開始又は開札結果の通知が、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者等に電子入札システムにより開札状況の情報提供を行うものとする。

4 市長は、やむを得ない事情があり電子入札による入札手続の続行が困難と認められる場合には、開札を延期又は中止することができるものとする。

(落札決定の保留)

第13条 市長は、開札後に落札者の決定を保留したときは、入札参加者等に対してその旨を電子入札システムにより通知するものとする。ただし、市長があらかじめ紙入札を認めた者については、この限りでない。

(落札決定)

第14条 市長は、落札者を決定することができる場合には、落札を確認したうえで、落札決定の処理を行うものとする。

2 市長は、開札の結果について、電子入札システムにより入札参加者等に通知するものとする。ただし、市長があらかじめ紙入札を認めた者については、この限りでない。

(電子くじ)

第15条 市長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(最低制限価格未満で入札した者を除く。)が2人以上ある場合は、電子くじにより落札者又は入札参加資格の審査の順位を決定するものとする。

2 前項の規定による電子くじの手続が困難な場合には、別途市長が指定する場所及び日時において電子くじ以外のくじにより決定するものとする。

(入札の無効)

第16条 電子入札において、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 開札日まで有効なICカードを有しない者がした電子入札

- (2) 第10条第1項ただし書きの規定による承諾を得ないでした紙入札
- (3) 同一の入札において電子入札と紙入札とを二重にした入札
- (4) 入札参加者等又は第三者が不正な手段により情報を改ざんした電子入札
- (5) その他電子入札に関する条件に違反する入札

(障害時の対応)

第17条 市長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者等が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査のうえ、入札参加申請の受付及び入札の締切時間及び開札の予定時間の変更若しくは延長又は紙入札への変更等必要な処置を講ずるものとする。

(入札参加者等のICカード及び委任状の取扱い)

第18条 入札参加者等が、電子入札において使用することができるICカードは、当該入札参加者等（特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）にあっては、当該特定JVを代表する構成員（以下「代表構成員」という。））の代表者、当該代表者から入札、見積及び契約締結の権限（特定JVにあっては、入札及び見積の権限）について委任を受けた者（以下「受任者」という。）又は電子入札システムにICカード登録（利用者登録）を行う際に委任状（電子入札用）（様式第3号）を提出した代理人のICカードとする。

- 2 受任者による電子入札への参加は、委任状（支社・支店・営業所・出張所等用）が提出された場合に限り認めるものとし、個別の案件ごとの委任は、原則として認めないものとする。ただし、特定JVについては、個別の案件ごとに委任状を提出させるものとする。
- 3 第1項の受任者の委任期間は、弘前市指名競争入札参加者等選定規程に基づく有資格者名簿の有効期間を限度とする。ただし、当該委任期間内に委任をした有資格者又は受任者に変更があった場合は、書面による変更の届出を行わなければならない。
- 4 入札参加者等が特定JVである場合にあっては、市長は、当該特定JVの構成員（代表構成員を除く。）の代表者から代表構成員の代表者に対して入札及び見積に関する権限を委任する旨を記載した委任状を提出させるものとする。

(その他)

第19条 電子入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は令和3年10月1日から施行し、同日以後に公告を行う入札について適用する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う入札について適用する。

年 月 日

（あて先） 弘 前 市 長

住 所  
申請者 商号又は名称  
代表者職氏名

角印を使用印とする場合



紙 入 札 参 加 承 諾 願

下記の工事（業務）の入札について、下記の理由により電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札による参加を承諾くださるようお願いします。

記

- 1 工事（業務）名
- 2 電子入札へ参加できない具体的な理由

---

上記について承諾します。

年 月 日

弘前市長 櫻 田 宏 印

年 月 日

（あて先） 弘 前 市 長

住 所  
申請者 商号又は名称  
代表者職氏名

角印を使用印とする場合



辞 退 申 請 書

令和 年 月 日付けで入札した下記の入札について、都合により辞退します。

記

1 工事（業務）名

2 入札日 令和 年 月 日

3 辞退理由

## 委任状（電子入札用）

令和 年 月 日

弘前市長様

角印を使用印とする場合

住 所  
委任者 商号又は名称  
代表者職氏名



令和 年 月 日から令和 年 月 日までに弘前市が発注する建設  
工事、測量及び建設関連コンサルタント業務の電子入札に関する一切の権限を下記の者  
に委任します。

記

委任代理人 \_\_\_\_\_